

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

最新情報は市公式サイト・各施設のウェブサイトなどを確認するかお問い合わせください。Eメールで申し込むときは、件名に、事業名を必ず記入してください。

税金

市民税・都民税納税通知書を6月中旬に送付します

市民税・都民税(住民税)は、毎年1月1日現在で住民票のある市区町村に、前年の所得をもとに算出された税額を納めていただく税金です。普通徴収の納期は年4回です。納税通知書の内容を確認し、期限内の納付をお願いします。

年金特別徴収は、年6回に分けて年金から引き落としとなります。定額減税の対象となる普通徴収と年金特別徴収の方は定額減税額分が減額となります。会社を通じて特別徴収税額の決定通知書が届く方は、6月の給与から翌年5月の給与まで12回に分けて引き落としとなります。



固定資産税のお知らせ

調査にご協力ください。新(増)築した家屋の調査。令和6年中に新築・増築した家屋を対象に調査を行います。固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。

現地調査。適正な課税のため年3回、市内全域を巡回し、家屋の新築や滅失、土地の利用状況などを確認しています。取壊し家屋(建物)。令和6年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合は、届け出をしてください。

住宅用地などの申告

屋取壊し申告書」を提出。※取壊しの届け出がない場合、来年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した場合。住宅を事業用家屋に用途変更した場合。住宅を建て替えている場合。申告用紙のダウンロード。

住宅の省エネ改修工事

平成26年4月1日以前に建築した住宅で、一定の省エネ改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分限り、当該家屋に係る固定資産税を減額します。

健康

特定健康診査を受けましょう

対象の方に、5月末に受診券を送付しました。生活習慣病を早期に見出し予防するため、毎年健康診査を受けましょう。対象 市内に住民票があり、次の①②のどちらかに該当する方。①羽村市国民健康保険に加入している40～74歳の方。②後期高齢者医療制度に加入している方。



受診方法 受診券と、被保険者証(持っている方は高齢受給者証も)をお持ちの上、期間内に「特定健康診査実施医療機関」で受診してください。

ご存じですか 市民と行政のパイプ役 行政連絡委員

羽村市では、39人の行政連絡委員が「市からのお知らせや各種調査に関する」と「そのほか、市長が行う事務に必要な事項」など、市民の皆さんと市とのパイプ役として活動しています。

Table with columns: 区域名, 氏名, 区域名, 氏名. Lists members of the Administrative Liaison Committee across various districts like 川崎東, 川崎西, 上水通り, etc.

※医療機関名など詳しくは、同封の「実施医療機関一覧表」をご覧ください。期間 6月1日(土)～10月31日(木) ※受診券が届いても、受診日に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していない場合は受診できません。

特定健康診査とは 生活習慣病を予防するためにメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査で、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行います。※メタボリックシンドローム: 腹部の内臓まわりに脂肪がたまった状態に加え、高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上が重なった状態のこと。

愛の献血にご協力を!

日時 6月13日(木)午前10時～正午、午後1時15分～4時 会場 市役所正面玄関横 対象 16～69歳(65歳以上の方は、60～64歳のときに献血経験がある方) 内容 400ml、200ml献血 問合せ 健康課(保健センター) 内 623

